

## 川崎市建設緑政局の事業の施行に伴う事業損失補償事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について 第3 事業施行に伴う損害等の賠償について」（昭和37年6月29日閣議了解）に基づき、川崎市建設緑政局の事業の施行に伴い、第三者に及ぼした損害に対する補償事務について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「事業」とは、公共施設の設置及びその工事をいう。
- (2) 「建物等」とは、建物その他の工作物をいう。
- (3) 「損害」とは、事業の施行に伴い生じる日陰、臭気、騒音、振動、地盤変動、電波障害、水枯渇、水質の汚濁等により第三者に及ぼした損害、又は建物等に与えた損傷をいう。
- (4) 「費用負担」とは、事業の施行に伴い第三者に損害を及ぼし、その損害が事業との因果関係及び社会通念上受忍の範囲を超えると認められる場合において、当該損害をてん補するために必要な最小限度の費用の負担をいう。
- (5) 「補償工事」とは、前号の費用負担の全部又は一部の費用に代えて、川崎市が損害をてん補するために行う工事をいう。
- (6) 「補償」とは、前4号及び前5号を併せていう。
- (7) 「対象者」とは、第3条各号に定める申し合せ等において、損害を受け補償の請求を行うものをいう。

### (調査及び補償)

第3条 調査及び補償にあたっては各号の申し合せ等（以下「申し合せ等」と

いう。)に則り行うものとする。なお、これによらない種類の事業損失については通知・書籍等を参考に対応するものとする。

(1) 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」(昭和51年3月3日 中央用地対策連絡協議会理事会決定)

(2) 「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担に関する申し合せ」(昭和54年10月23日 中央用地対策連絡協議会理事会決定)

(3) 「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理について」(昭和59年9月19日 中央用地対策連絡協議会理事会決定)

(4) 「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」(昭和61年4月25日 中央用地対策連絡協議会理事会決定)

(地盤変動により生じた建物等の損害等への対応)

第4条 地盤変動により生じた建物等の損害等への対応は、第5条から第11条までの内容により調査等を行うものとする。

(補償の地元説明)

第5条 事業の説明会において、周辺住民等に対し、事業の施行に伴い損害が発生し、補償が生じた場合の手續等について説明するものとする。

(事前調査)

第6条 事業の着手に先立ち、周辺地域の建物等について、現状を把握するため範囲を定めて調査(以下「事前調査」という。)を行い、調査書等を作成するものとする。

2 事前調査を行う場合は、建物等の所有者、その他必要な者に立会いを求め

るものとする。

(予防措置)

第7条 事前調査の結果、予防措置を講ずることによって、事業の影響による損害を防止し、若しくは損害を最小限に留めることができると考えられる場合には、予防措置を実施する。

(損害の申出)

第8条 事業の施行により、周辺地域の建物等の所有者から、損害発生 of 申出があったときは、当該申出に係る建物等について、損害の程度、発生原因等の調査を速やかに行うものとする。

2 前項の調査により、損害発生原因が、事業の施行によるものと認められるときは、その対応措置を、事業の施行によるものと認められないときは、その旨をそれぞれ当該申出者に通知するものとする。

3 損害申出内容、調査結果、前項の通知内容及び折衝経過を記録記載するものとする。

(応急措置)

第9条 前条第1項の調査の結果、申出のあった損害の発生が、事業の施行によるものと認められる場合で、応急復旧の申出があったときは、措置の必要性を検討し処理を行うものとする。

(施行状況調査)

第10条 損害発生が、事業の施行によるものと認められるときは、その原因となったと思われる事業の施行状況を調査し、報告書を作成する。

(事後調査)

第11条 事業の影響による損害の発生の確認が必要な場合は、その損害の拡大する恐れがないと認められる時期に、第8条2項による通知を行った建物等及び川崎市が必要と認める建物等について、事業による影響を把握するた

めの調査（以下「事後調査」という。）を行い、調査書等を作成するものとする。

2 事後調査を行う場合は、建物等の所有者、その他必要な者に立会いを求めるものとする。

3 事後調査の結果損害が発生した場合には、建物等の所有者と損害の状況を確認し、損害復旧請求書の提出を求めるものとする。また、損害が発生しなかった場合には建物等の所有者とその旨を確認し、確認書の提出を求めるものとする。

（補償の発生）

第12条 補償は事業により損害を受けた対象者の請求をもって行う。

（補償の請求期間）

第13条 補償の請求期間は、申し合せ等により指定された期間とする。

（補償の要否）

第14条 事前調査書と事後調査書との比較検討により、損害発生の有無を確認し、当該損害と事業の施行内容との因果関係の判定及び受忍限度の判定を行い、補償の要否を決定する。

（補償内容の検討）

第15条 事業の施行に伴い、第三者に及ぼした損害に対する補償は、原則として費用負担により行う。但し、対象者から要求され、その要求が技術的及び経済的に合理的と認められるとき、またはやむを得ないと認められるときは、補償工事に代えることができるものとする。

2 前項の損害の発生原因が他の事業と複合していると認められる時は、当該他の事業の施行者と協議するものとする。

3 費用負担により損害をてん補する場合には、費用負担額算定書を作成し、検算の依頼を行うものとする。また、補償工事により損害をてん補する場合

には、当該工事内容について検討を行う。

(補償審査委員会)

第16条 第14条の補償の要否及び起業者と請負者の責任分担の判定は、補償審査委員会が行う。ただし、軽微な場合は除く。

2 補償審査委員会の組織及び運営については別途定める。

(協議の開始)

第17条 補償審査委員会の決定に基づき、第15条の費用負担額、または補償工事の工事内容をもって対象者と協議を開始するものとする。

(契約の締結等)

第18条 費用負担による協議が成立したときは、契約を締結し、対象者から請求書の提出を求め、支払いの手続きをするものとする。また、補償工事による協議が成立したときは、工事完了後に対象者から完了承諾書の提出を求めるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項については、その都度、関係者間で協議して定めるものとする。

附 則 (令和5年3月28日4川建公第884号)

(施行日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。